

## 食品安全委員会（第957回会合）議事概要

日 時:令和6年10月15日（火） 14:00～14:16

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般8名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目  
LDN487株を利用して生産されたプルラナーゼ

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝

子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。